

## 通帳発行手数料に関する特約

### 1 この特約の範囲

この特約は、当組合と貯金契約を締結する個人（以下「貯金者」という。）が当組合に有する貯金口座について、以下の貯金規定に加えて適用されます。

- ・普通貯金規定
- ・総合口座取引規定
- ・普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ・貯蓄貯金規定
- ・納税準備貯金規定
- ・スーパー定期貯金規定（単利型）
- ・スーパー定期貯金規定（複利型）
- ・自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
- ・自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
- ・大口定期貯金規定
- ・自動継続大口定期貯金規定
- ・期日指定定期貯金規定
- ・自動継続期日指定定期貯金規定
- ・変動金利定期貯金規定（複利型）
- ・自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）

### 2 紙の通帳を発行する場合の手数料

- (1) 2023年6月1日以降に新たに開設された通帳レス対象商品については、店舗窓口で次の取引をしようとする場合には、当組合所定の手数料をいただきます。
  - ① 紙の通帳の発行
  - ② 通帳レス口座を通帳発行口座に変更する場合の紙の通帳の発行
- (2) 紙の通帳を利用する場合であっても、当組合所定の条件に該当する場合は、通帳発行手数料をいただかないこととします。
- (3) (1) の手数料は、通帳の発行時に店頭でお支払いいただきます。

### 3 特約の変更等

この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当組合所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以上

(2022年11月29日)